



福岡県医発第 3409 号 (地)
令和 7 年 3 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和 7 年 3 月 18 日付け令和 7 年厚生労働省告示第 58 号、第 59 号及び第 60 号をもって薬価基準、揭示事項等告示が改正され、同年 3 月 19 日から適用された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました（ただし、厚生労働省告示第 59 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日又は令和 7 年 6 月 1 日から適用）。

これを受け、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和 7 年 3 月 12 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 4 品目、注射薬 15 品目）が、薬価基準の別表に第 12 部追補（8）として収載された。

- （
 > 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 59 号
 添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1）
 > 品目の概要：添付資料 3
）

- (2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ ウプトラビ錠小児用 0.05mg
- ・ ゼポジアカプセル 0.92mg、同カプセルスターターパック
- ・ クアルソディ髄注 100 mg

- ファセンラ皮下注 30mg シリンジ、同皮下注 30mg ペン
- ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5 mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス
- ダトロウェイ点滴静注用 100mg
- テクベイリ皮下注 30mg、同皮下注 153mg
- ルンスミオ点滴静注 1 mg、同点滴静注 30mg
- ヒムペブジ皮下注 150mg ペン
- リスティーゴ皮下注 280mg

〔 ➤関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

以上

日医発第2202号（保険）

令和 7 年 3 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松 本 吉 郎

（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 7 年 3 月 18 日付け令和 7 年厚生労働省告示第 58 号、令和 7 年厚生労働省告示第 59 号及び令和 7 年厚生労働省告示第 60 号をもって薬価基準、揭示事項等告示が改正され、同年 3 月 19 日から適用されました。（ただし、厚生労働省告示第 59 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日又は令和 7 年 6 月 1 日から適用）

これを受け、令和 7 年 3 月 18 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- （1）令和 7 年 3 月 12 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 4 品目、注射薬 15 品目）が、薬価基準の別表に第 12 部追補(8)として収載された。

- | | | |
|---|---|---|
| [| <p>➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 59 号
添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1）</p> <p>➤ 品目の概要：添付資料 3</p> |] |
|---|---|---|

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ ウブトラビ錠小児用 0.05mg
 - ・ ゼボジアカプセル 0.92mg、同カプセルスターターパック
 - ・ クアルソディ髄注 100 mg
 - ・ ファセンラ皮下注 30mg シリンジ、同皮下注 30mg ペン
 - ・ ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5 mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス
 - ・ ダトロウェイ点滴静注用 100mg
 - ・ テクベイリ皮下注 30mg、同皮下注 153mg
 - ・ ルンスミオ点滴静注 1 mg、同点滴静注 30mg
 - ・ ヒムペブジ皮下注 150mg ペン
 - ・ リスティーゴ皮下注 280mg
- 〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 7 年 3 月 18 日 号外第 54 号 抜粋）
 - ・ 厚生労働省告示第 58 号、59 号、60 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 7 年 3 月 18 日付け 保医発 0318 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長）
- 3・新医薬品一覧表
（令和 7 年 3 月 12 日 中医協総会資料（総－2）抜粋）

○厚生労働省告示第五十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十八日

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表 注1～3（略） 第1部～第11部（略） 第12部 品 名 内 追 補 薬 格 単 位 （5） ワプトラジ錠小児用0.05mg 0.05mg 1錠 443.50 円				別表 注1～3（略） 第1部～第11部（略） 第12部 品 名 内 追 補 薬 格 単 位 （5） ワプトラジ錠小児用0.05mg 0.05mg 1錠 443.50 円			

(せ)		
ゼボジアカプセル0.92mg	0.92mg 1 カプセル	4,792.80
ゼボジアカプセルスターターパック	1 シート	12,313.30
(ふ)		
ブルキンザカプセル80mg	80mg 1 カプセル	6,636.10
注 射 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価 円
(く)		
クアルソディ髄注100mg	100mg15mL 1 瓶	2,788,883
(せ)		
ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス	2.5mg0.5mL 1 キット	3,067
ゼップバウンド皮下注 5 mgアテオス	5 mg0.5mL 1 キット	5,797
ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス	7.5mg0.5mL 1 キット	7,721
ゼップバウンド皮下注10mgアテオス	10mg0.5mL 1 キット	8,999
ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス	12.5mg0.5mL 1 キット	10,180
ゼップバウンド皮下注15mgアテオス	15mg0.5mL 1 キット	11,242
(た)		
ダトロウェイ点滴静注用100mg	100mg 1 瓶	311,990
(て)		
テクベイリ皮下注30mg	30mg 3 mL 1 瓶	216,930
テクベイリ皮下注153mg	153mg1.7mL 1 瓶	1,081,023
(ひ)		
ヒムペブジ皮下注150mgペン	150mg 1 mL 1 キット	883,108
(ふ)		
ファセンラ皮下注30mgペン	30mg 1 mL 1 キット	351,731
ブリービアクト静注25mg	25mg2.5mL 1 瓶	2,450
(る)		
ルンスミオ点滴静注 1 mg	1 mg 1 mL 1 瓶	83,717
ルンスミオ点滴静注30mg	30mg30mL 1 瓶	2,393,055

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、 ^{（略）} 間歇注入シリニンシポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	別表第九 在宅自己注射指導管理料、 ^{（略）} 間歇注入シリニンシポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬
(略)	(略)
メコバラミン製剤	メコバラミン製剤
ベンラリスマブ製剤	(新設)
マルスタンマブ製剤	(新設)
ロザノリキシズマブ製剤	(新設)
別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬	別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬
別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、ベグセタコブラン製剤及びロザノリキシズマブ製剤以外のもの	別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤及びベグセタコブラン製剤以外のもの

別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬 pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 ベグセタコブラン製剤 ロザノリキシズマブ製剤	別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬 pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 ベグセタコブラン製剤 （新設）
---	--

附 則

この告示は、令和七年三月十九日から適用する。

○厚生労働省告示第五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同告示別表第一部の改正規定については、同年六月一日から適用する。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改					正					後					改					正					前														
別表																																							
注1～3 (略)																																							
第1部					内 用 薬					品					第1部					内 用 薬					品														
					名					規 格 単 位					薬 価 円										名					規 格 単 位					薬 価 円				
(あ)～(ら) (略)																																							
(り)																																							
(略)																																							
リットフーロカプセル50mg					50mg 1 カプセル					5,584.30					リットフーロカプセル50mg					50mg 1 カプセル					5,802.40														
(略)																																							
(る)～(わ) (略)															(る)～(わ) (略)																								
第2部～第4部 (略)																																							
第5部					追 補 (1)										第2部～第4部 (略)					(新設)																			
内					用 薬										第2部～第4部 (略)					(新設)																			
品					名					規 格 単 位					薬 価 円					品					名					規 格 単 位					薬 価 円				
(う)																																							
ウブトラビ錠小児用0.05mg					0.05mg 1 錠					443.50																													
(せ)																																							
ゼボジアカプセル0.92mg					0.92mg 1 カプセル					4,792.80																													
ゼボジアカプセルスターターパック					1 シート					12,313.30																													
(ふ)																																							
ブルキンザカプセル80mg					80mg 1 カプセル					6,636.10																													
注					射 薬										注					射 薬																			
品					名					規 格 単 位					薬 価 円					品					名					規 格 単 位					薬 価 円				
(く)																																							
クアルソディ髄注100mg					100mg15mL 1 瓶					2,788,883																													

<u>(せ)</u>		
<u>ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス</u>	<u>2.5mg0.5mL 1 キット</u>	<u>3,067</u>
<u>ゼップバウンド皮下注 5 mgアテオス</u>	<u>5 mg0.5mL 1 キット</u>	<u>5,797</u>
<u>ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス</u>	<u>7.5mg0.5mL 1 キット</u>	<u>7,721</u>
<u>ゼップバウンド皮下注10mgアテオス</u>	<u>10mg0.5mL 1 キット</u>	<u>8,999</u>
<u>ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス</u>	<u>12.5mg0.5mL 1 キット</u>	<u>10,180</u>
<u>ゼップバウンド皮下注15mgアテオス</u>	<u>15mg0.5mL 1 キット</u>	<u>11,242</u>
<u>(た)</u>		
<u>ダトロウェイ点滴静注用100mg</u>	<u>100mg 1 瓶</u>	<u>311,990</u>
<u>(て)</u>		
<u>テクベイリ皮下注30mg</u>	<u>30mg 3 mL 1 瓶</u>	<u>216,930</u>
<u>テクベイリ皮下注153mg</u>	<u>153mg1.7mL 1 瓶</u>	<u>1,081,023</u>
<u>(ひ)</u>		
<u>ヒムペブジ皮下注150mgペン</u>	<u>150mg 1 mL 1 キット</u>	<u>883,108</u>
<u>(ふ)</u>		
<u>ファセンラ皮下注30mgペン</u>	<u>30mg 1 mL 1 キット</u>	<u>351,731</u>
<u>ブリエビアクト静注25mg</u>	<u>25mg2.5mL 1 瓶</u>	<u>2,450</u>
<u>(る)</u>		
<u>ルンスミオ点滴静注 1 mg</u>	<u>1 mg 1 mL 1 瓶</u>	<u>83,717</u>
<u>ルンスミオ点滴静注30mg</u>	<u>30mg30mL 1 瓶</u>	<u>2,393,055</u>

○厚生労働省告示第六十号
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び養担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年三月十九日から適用する。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		
第十	厚生労働大臣が定める注射薬等	第十
一	療担規則第二十号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI ₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン	第十
一	療担規則第二十号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI ₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン	第十
改 正 前		

製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファアーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアーゼ アルファ製剤、ガルスルファアーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る）、メトトレキシサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く）、ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パピナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤及びロザノリキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く）、マルスタシマブ

二（略）

製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファアーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアーゼ アルファ製剤、ガルスルファアーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る）、メトトレキシサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く）、ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パピナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤

二（略）

保医発 0318 第 4 号
令和 7 年 3 月 18 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第58号、令和7年厚生労働省告示第59号及び令和7年厚生労働省告示第60号をもって改正され、令和7年3月19日から適用（ただし、令和7年厚生労働省告示第59号の改正規定は、令和7年4月1日又は同年6月1日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬4品目及び注射薬15品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 4 0 5	3, 6 6 8	2, 0 8 2	2 7	1 3, 1 8 2

(3) (1)により令和7年4月1日から適用される薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、それぞれ次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 0 4	3, 4 3 9	1, 9 7 4	2 7	1 2, 3 4 4

(4) 「薬価算定の基準について」（令和6年2月14日付け保医発0214第1号）第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（内用薬1品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(5) (4)による価格調整後の薬価は、令和7年6月1日から適用されるものであり、それまでは従来薬価が適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

3 特掲診療料告示の一部改正について

ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。また、ロザノリキシズマブ製剤について、別表9の1の3「注入器加算に規定する注射薬」の対象外の薬剤及び別表9の1の5「注入ポンプ加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ウプトラビ錠小児用 0.05mg

本製剤は、既に薬価収載後1年以上経過している「ウプトラビ錠 0.2mg 及び同錠 0.4mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において小児における用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要な製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(2) ゼボジアカプセル 0.92mg、同カプセルスターターパック

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、他の薬物療法（5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド等）で適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に本剤を投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤の用法・用量は、「通常、成人にはオザニモドとして1～4日目は0.23mg、5～7日目は0.46mg、8日目以降は0.92mgを1日1回経口投与する。」とされているが、1日目から7日目までの分を1包装としたゼボジアカプセルスターターパックについては、原則、パックの形態で1回で処方されるものであるため、0.23mg カプセル及び0.46mg カプセルの区別なく、本製剤（スターターパック1包装分）の薬価を1日分の額に換算して、以下に示す例を参考に請求を行うこと。

例) ゼボジアカプセルスターターパック 1カプセル
1日1回 7日分

(3) クアルソディ髄注 100 mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「臨床試験に組み入れられた患者の *SOD1* 遺伝子変異の種類、疾患進行速度等の背景及び試験結果を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、適応患者の選択を行うこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(4) ファセンラ皮下注 30mg シリンジ、同皮下注 30mg ペン

- ① 本製剤の自己注射は4週間を超える間隔で投与する場合は認められないこと。
- ② 本製剤はベンラリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。また、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症の患者に対して用いた場合に限り算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。
- ④ ファセンラ皮下注 30mg ペンは、既に薬価収載後1年以上経過している「ファセンラ皮下注 30mg シリンジ」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において好酸球性多発血管炎性肉芽腫症に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに合わせ、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された医薬品であることから、揭示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(5) ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス

- ① 本製剤はグルコース依存性インスリン分泌刺激ポリペプチド受容体アゴニスト及びグルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニストであり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

（6） ダトロウェイ点滴静注用 100mg

- ① 本製剤の効能・効果は「化学療法歴のあるホルモン受容体陽性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌」であることから、ホルモン受容体陽性及び HER2 陰性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。
なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。
- ② 本剤の効能又は効果に関連する注意において、「アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤又はタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療歴のある患者を対象とすること。」とされているので、過去に実施したアントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤又はタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療歴を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（7） テクベイリ皮下注 30mg、同皮下注 153mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤による治療は、免疫調節薬、プロテアソーム阻害剤及び抗 CD38 モノクローナル抗体製剤を含む少なくとも 3 つの標準的な治療が無効又は治療後に再発した患者を対象とすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

（8） ルンスミオ点滴静注 1 mg、同点滴静注 30mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤による治療は、抗 CD20 モノクローナル抗体製剤を含む少なくとも 2 つの標準的な治療が無効又は治療後に再発した患者を対象とすること。」及び「十分な経験を有する病理医により、Grade1～3A と診断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

（9） ヒムペブジ皮下注 150mg ペン

- ① 本製剤はマルスタシマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(10) リスティーゴ皮下注 280mg

本製剤はロザノリキシズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

5 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部を次のように改正する。

① 別添 1 第 2 章第 2 部第 2 節第 1 款 C 1 0 1 の(23)の次に次のように加える。

(23) ベンラリズマブ製剤については、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症の患者に対して用いた場合に限り算定する。

② 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びメコバラミン製剤」を「、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤」に改める。

③ 別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びメコバラミン製剤」を「、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤」に改める。

④ 別添 3 別表 2 中「及びメコバラミン製剤」を「、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤」に改める。

⑤ 別添 3 別表 3 中「メコバラミン製剤」の次に「ベンラリズマブ製剤」、「マルスタシマブ製剤」及び「ロザノリキシズマブ製剤」を加える。

薬価基準告示

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	ウブトラビ錠小児用0.05mg	セレキシパグ	0.05mg 1錠	443.50
2	内用薬	ゼボジアカプセル0.92mg	オザニモド塩酸塩	0.92mg 1カプセル	4,792.80
3	内用薬	ゼボジアカプセルスターターパック	オザニモド塩酸塩	1シート	12,313.30
4	内用薬	ブルキンザカプセル80mg	ザヌブルチニブ	80mg 1カプセル	6,636.10
5	注射薬	クアルソディ髄注100mg	トフェルセン	100mg15mL 1瓶	2,788,883
6	注射薬	ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス	チルゼパチド	2.5mg0.5mL 1キット	3,067
7	注射薬	ゼップバウンド皮下注 5 mgアテオス	チルゼパチド	5 mg0.5mL 1キット	5,797
8	注射薬	ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス	チルゼパチド	7.5mg0.5mL 1キット	7,721
9	注射薬	ゼップバウンド皮下注10mgアテオス	チルゼパチド	10mg0.5mL 1キット	8,999
10	注射薬	ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス	チルゼパチド	12.5mg0.5mL 1キット	10,180
11	注射薬	ゼップバウンド皮下注15mgアテオス	チルゼパチド	15mg0.5mL 1キット	11,242
12	注射薬	ダトロウェイ点滴静注用100mg	ダトボタマブ デルクステカン（遺伝子組換え）	100mg 1瓶	311,990
13	注射薬	テクベイリ皮下注30mg	テクリスタマブ（遺伝子組換え）	30mg 3 mL 1瓶	216,930
14	注射薬	テクベイリ皮下注153mg	テクリスタマブ（遺伝子組換え）	153mg1.7mL 1瓶	1,081,023
15	注射薬	ヒムペブジ皮下注150mgペン	マルスタシマブ（遺伝子組換え）	150mg 1 mL 1キット	883,108
16	注射薬	ファセンラ皮下注30mgペン	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）	30mg 1 mL 1キット	351,731
17	注射薬	ブリービアクト静注25mg	ブリーバラセタム	25mg2.5mL 1瓶	2,450
18	注射薬	ルンスミオ点滴静注 1 mg	モスネツズマブ（遺伝子組換え）	1 mg 1 mL 1瓶	83,717
19	注射薬	ルンスミオ点滴静注30mg	モスネツズマブ（遺伝子組換え）	30mg30mL 1瓶	2,393,055

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和7年6月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
3999060M1022	リットフーロカプセル50mg	50mg 1 カプセル	5,802.40	5,584.30

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 第2章特掲診療料 第2部在宅医療 第2節在宅療養指導管理料 第1款在宅療養指導管理料 1～13 (略) C100 (略) C101在宅自己注射指導管理料 (1)～(22) (略) <u>(23) ベンラリズマブ製剤については、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症の患者に対して用いた場合に限り算定する。</u> C101—2～C121 (略) 第2款 (略) 第3節薬剤料 C200薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人	別添1 第2章特掲診療料 第2部在宅医療 第2節在宅療養指導管理料 第1款在宅療養指導管理料 1～13 (略) C100 (略) C101在宅自己注射指導管理料 (1)～(22) (略) (新設) C101—2～C121 (略) 第2款 (略) 第3節薬剤料 C200薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人

血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプ

血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプ

ト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、

ト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、

オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド
アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミ
ン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、
ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテイン
C製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシ
マブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液
凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロ
ニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、イン

オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド
アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミ
ン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、
ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテイン
C製剤及びメコバラミン製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液
凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロ
ニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、イン

ターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒド

ターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒド

ロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラールゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレンマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒ

ロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラールゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレンマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必

ドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ （略）

(6)～(13) （略）

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、

要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ （略）

(6)～(13) （略）

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、

ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロ

ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロ

テインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

テインC製剤及びメコバラミン製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン
塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン
塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤	ベリムマブ製剤
イキセキズマブ製剤	イキセキズマブ製剤
ゴリムマブ製剤	ゴリムマブ製剤
エミシズマブ製剤	エミシズマブ製剤
イカチバント製剤	イカチバント製剤
サリルマブ製剤	サリルマブ製剤
デュピルマブ製剤	デュピルマブ製剤
インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤	インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤	遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤	ブロスマブ製剤
メボリズマブ製剤	メボリズマブ製剤
オマリズマブ製剤	オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤	テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤	サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
オフアツムマブ製剤	オフアツムマブ製剤
ボソリチド製剤	ボソリチド製剤
エレヌマブ製剤	エレヌマブ製剤
アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤
カプラシズマブ製剤	カプラシズマブ製剤
乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤	乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤
フレマネズマブ製剤	フレマネズマブ製剤
メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤	ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤
ジルコプランナトリウム製剤	ジルコプランナトリウム製剤
コンシズマブ製剤	コンシズマブ製剤
テゼペルマブ製剤	テゼペルマブ製剤
オゾラリズマブ製剤	オゾラリズマブ製剤
トラロキヌマブ製剤	トラロキヌマブ製剤
エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤	エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤
ベドリズマブ製剤	ベドリズマブ製剤
ミリキズマブ製剤	ミリキズマブ製剤
乾燥濃縮人プロテインC製剤	乾燥濃縮人プロテインC製剤
メコバラミン製剤	メコバラミン製剤
<u>ベンラリズマブ製剤</u>	(新設)
<u>マルスタシマブ製剤</u>	(新設)
<u>ロザノリキシズマブ製剤</u>	(新設)

新医薬品一覧表(令和7年3月19日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	ウブトラビ錠小児用0.05mg	0.05mg1錠	日本新薬株式会社	セレキシバグ	新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品(再審査期間中のもの)	443.50円	規格間調整	小児加算A=20% 新薬創出等加算	内219	その他の循環器官用薬(肺動脈性肺高血圧症)	2
2	ゼボジアカプセル0.92mg ゼボジアカプセルスターターパック	0.92mg1カプセル 1シート	ブリストル・マイヤーズ ス クイプ株式会社	オザニモド塩酸 塩	新有効成分含有医薬 品	4,792.80円 12,313.30円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	－	内239	その他の消化器官用薬(中等症から重症の潰瘍性大腸炎の治療(既存治療で効果不十分な場合に限る))	4
3	ブルキンザカプセル80mg	80mg1カプセル	BeiGene Japan合同会社	ザヌブルチニブ	新有効成分含有医薬 品	6,636.10円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	－	内429	その他の腫瘍用薬(慢性リンパ性白血病(小リンパ球性リンパ腫を含む)、 原発性マクログロブリン血症及びリンパ形質細胞リンパ腫)	6
4	ブリービアクト静注25mg	25mg2.5mL1瓶	ユーシービージャパン株式 会社	ブリーバラセタム	新有効成分含有医薬 品	2,450円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	注113	抗てんかん剤(一時的に経口投与ができない患者における、下記の治療に対するブリーバラセタム経口製剤の代替療法 てんかん患者の部分発作(二次性全般化発作を含む))	8
5	クアルソディ髄注100mg	100mg15mL1瓶	バイオジェン・ジャパン株式 会社	トフェルセン	新有効成分含有医薬 品	2,788,883円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=15% 市場性加算(Ⅰ)A=15% 加算係数 0 新薬創出等加算	注119	その他の中枢神経系用薬(<i>SOD1</i> 遺伝子変異を有する筋萎縮性側索硬化症における機能障害の進行抑制)	10
6	ファセンラ皮下注30mgペン	30mg1mL1キット	アストラゼネカ株式会社	ベンラリズマブ (遺伝子組換え)	新効能医薬品、新用量 医薬品、剤形追加に係 る医薬品(再審査期間 中のもの)	351,731円	規格間調整	小児加算A=10% 新薬創出等加算	注229	その他の呼吸器官用薬(気管支喘息(既存治療によっても喘息症状をコントロールできない難治の患者に限る)、 既存治療で効果不十分な好酸球性多発血管炎性肉芽腫症)	12
7	ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス ゼップバウンド皮下注5mgアテオス ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス ゼップバウンド皮下注10mgアテオス ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス ゼップバウンド皮下注15mgアテオス	2.5mg0.5mL1キット 5mg0.5mL1キット 7.5mg0.5mL1キット 10mg0.5mL1キット 12.5mg0.5mL1キット 15mg0.5mL1キット	日本イーライリリー株式会 社	チルゼパチド	新効能医薬品、新用量 医薬品、その他の医薬 品(再審査期間中のも の)	3,067円 5,797円 7,721円 8,999円 10,180円 11,242円	原価計算方式	新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注249	その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)(肥満症 ただし、高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病のいずれかを有し、食事療法・運動療法を行っても十分な効果が得られず、以下に該当する場合に限る。 ・BMIが27kg/m ² 以上であり、2つ以上の肥満に関連する健康障害を有する ・BMI が35kg/m ² 以上)	14
8	ダトロウェイ点滴静注用100mg	100mg1瓶	第一三共株式会社	ダトボタマブ デ ルクステカン(遺 伝子組換え)	新有効成分含有医薬 品	311,990円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算 費用対効果評価(H5)	注429	その他の腫瘍用薬(化学療法歴のあるホルモン受容体陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌)	16
9	テクベイリ皮下注30mg テクベイリ皮下注153mg	30mg3mL1瓶 153mg1.7mL1瓶	ヤンセンファーマ株式会社	テクリスタマブ (遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬 品	216,930円 1,081,023円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算 費用対効果評価(H5)	注429	その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の多発性骨髄腫(標準的な治療が困難な場合に限る))	18
10	ルンスミオ点滴静注1mg ルンスミオ点滴静注30mg	1mg1mL1瓶 30mg30mL1瓶	中外製薬株式会社	モスネツズマブ (遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬 品	83,717円 2,393,055円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算 費用対効果評価(H5)	注429	その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の濾胞性リンパ腫)	20
11	ヒムベブジ皮下注150mgペン	150mg1mL1キット	ファイザー株式会社	マルスタシマブ (遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬 品	883,108円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	注634	血液製剤類(血液凝固第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子に対するインヒビターを保有しない先天性血友病患者における出血傾向の抑制)	22

	品目数	成分数
内用薬	4	3
注射薬	15	8
外用薬	0	0
計	19	11